電気設備改修工事特記仕様書

(令和7年改訂版)

令和7年11月1日以降適用

						1-1-1	,	1 1 ~~ / 1
Ι	工事概要							
1	工事名							
2	工事場所							
3	敷地面積							
4	構造規模			_				
	棟 名 称							
	構造							
	階 数							
	建築面積							
	延べ床面積							
	• 垂直積雪量 : () m	• 風遠	速(Vo):() m/s			
	• 地表面粗度区分	$\cdot \ \ \mathbf{I} \ \cdot \ \ \mathbf{I} \ \cdot \ \ \mathbf{I} \ \cdot \ \ \mathbf{I}$						
5	建物用途 建築基	準法による用途()					
6	消防法	施行令別表第1の区分()				
Π	工事種目							

(・)印適用)

工事種目	摘要	工事種目	摘要
• 幹線設備		・誘導支援設備	
・電灯設備		・テレビ共同受信設備	
・動力設備		・テレビ電波障害防除設備	
• 受変電設備		・監視カメラ設備	
• 発電設備		・防犯・入退室管理設備	
・電力貯蔵設備		・自動火災報知設備	
• 構内情報通信網設備		• 雷保護設備	
・構内交換設備		・中央監視制御設備	
• 情報表示設備		・医療関係設備	
・映像・音響設備			
• 拡声設備			

Ⅲ 電気設備改修工事仕様

1 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕 |様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、改修標準仕様書という。)、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版)」(以下、標準仕様書という。)、「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、標準 図という。)による。

- 2 特記仕様書の適用等
 - (1) 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は 中の付いたものを適用する 中の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 印と※印が付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の() 内表示番号は標準仕様書、< >内表示番号は改修標準仕様書の当該項目、当該図面又 は当該表を示す。

_			
章	項[目	特記事項
1	1		秋田県電気設備工事監督実施要領(秋田県建設交通部監修)(平成 16 年版) 公共建築工事標準仕様書に基づく電気設備工事の施工管理(施工計画書作成要領)(一般社 団法人公共建築協会)(令和 5 年版)
般			営繕工事写真撮影要領(令和5年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
井	2	工事実績情報システ	登録する
通	ム	(CORINS)への登録	<1-1. 1. 4 >
事項		工事の余裕期間	・発注者指定方式 ・任意着手方式 適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。

4			工事等が開始される 任を要しない。なお せにおいて定める。 ・契約締結後、年 への専任を要しなし ※工事完成後、検査が	正に看手するまでの期間(現場事務所の設直、貧機材の ちまでの間)については、主任技術者又は監理技術者のコ ら、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術 い。 「終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く もっている期間については、主任技術者又は監理技術者の	二事現場への専 予職員と打合わ 所者の工事現場 ()、事務手続、
				お、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付け	
5		週休2日制工事の対		週休2日制工事実施要綱 」 及び 「秋田県週休2日制工事に	-関する営繕課
1	象		運用」に基づいて実施		
			※完全週休2日(ゴ ・月単位の週休2日		
			- 『月早型の週1~2 □ 	1上争	
6			に基づき、指定され	可型建設機械の指定に関する規定(平成9年建設省告示第 れた建設機械を使用する。 5技術指針(平成3年建設省通知第247号)」に基づき 3機械を使用する。	<1-1.3.9>
7		 交通安全管理	関係機関との協議		<1-1. 3. 7 >
		人 应女王 6 在	必要(関係機関:		XI 1. 0. 1 /
			交通誘導員	, 2200	
			・配置する(・警備	請業法第18条に規定する特定の種別の警備業務 ・任意	意)
			(日×	人)	
			・配置しない		
				情業務は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家	公安委員会規
		5% 4L 1.1 00 htt TITI		県公安委員会告示第94号(令和2年9月29日)による。	(1 1 0 1)
8		発生材の処理	特定建設資材廃棄物 <i>0</i> .		<1-1. 9. 1>
			種類 コンクリート塊	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離(km)	
			アスファルト塊		
			建設発生木材		
			建 成光工		
			- 特定建設資材廃棄物じ	J外の発生材の処理	<1-1. 9. 1>
			種類	処分施設の名称・住所・搬出距離 (km)	
				•	
			引き渡しを要するもの		<1-1. 9. 1>
			— —		\
				する機器は、当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない安全 fい、監督職員の指示に基づき施設管理者に引き渡すこ。	
			現場再利用発生材	()	
			・アスベスト	· 有 · 無	
1			· ·	・有・・無 3県環境保全センター(大仙市協和上淀川)、 km	

飛散性アスベストの使用状況

室 名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他

非飛散性アスベスト成形板の使用状況

室 名	使用部位	詳細(厚さ等)	その他

対象となる石膏ボート製品

該当非該当

次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。

〈対象となる石膏ボード製品〉

小名浜吉野石膏㈱いわき工場

昭和48年~平成9年4月に製造されたもの

日東石膏ボード㈱八戸工場

平成4年10月~平成9年4月に製造されたもの

指定する処分場所

秋田県環境保全センター(大仙市協和上淀川)、km

関連通知:平成9年7月1日営-576「廃石膏ボードの処理について(通知)」

建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)の利用

※適用する・適用しない

搬入する建設資材

本工事では、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等で次表の建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所に掲示する。

加えて、建設発生土を「再生資源利用計画」に記載した搬入元から搬入したときは、所定の様式(秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について:土砂受領書)により速やかに搬入元に受領書を交付するものとする。 〈1-1.3.9〉

次の各号の一に該当する建設資材を搬入する工事

- 1 体積が 500 ㎡以上である土砂
- 2 重量が 500t 以上である砕石
- 3 重量が 200t 以上である加熱アスファルト混合物
- 4 重量が 50t 以上であるコンクリート
- 5 重量が 50t 以上であるコンクリート及び鉄から成る建設資材
- 6 重量が 10t 以上である木材
- 7 重量が 0.1t 以上である塩化ビニール管・継手
- 8 重量が 0.1t 以上である石膏ボード

搬出する建設発生材

本工事では、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等で次表の建設発生材を工事現場から搬出する場合には、「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、その内容を説明のうえ、工事現場掲示する。

加えて、建設発生土を搬出する工事において「再生資源利用促進計画」を作成する場合るものとする。

- (1) 500m3 以上の建設発生土を搬出する工事においては、「土壌汚染対策法の手続き状況」 盛土規制法などの各種法令に関する許可状況等」を事前に確認し、その結果を「再生資源 職員に提出し、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所へ掲示しなければな の解説及び様式については、秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用について」
- (2) 500m3 以上の建設発生土を搬出する工事においては、建設発生土を運搬する者に対し、びに(1) に関する内容を所定の様式(秋田県技術管理課HP「建設発生土の適正利用により通知しなければならない。なお、内容に変更があった場合も同様とする。
- (3)建設発生土を計画に記載した搬出先へ搬出したときは、所定の様式(秋田県技術管理にて:土砂受領書)により速やかに搬出先に受領書の交付を求め、搬出先が計画と一致する 写しを工事完成後5年間保存するものとする。 <1-1.3.9>

次の各号の一に該当する建設発生材を搬出する工事

- 1 体積が500 ㎡以上である建設発生土
- 2 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設発生木材であって、 これらの重量の合計が 200t 以上であるもの
- 3 重量が 0.3t 以上である建設汚泥
- 4 重量が 0.3t 以上である建設混合廃棄物
- 5 重量が 0.1t 以上である金属くず
- 6 重量が 0.1t 以上である廃塩化ビニール管・継手
- 7 重量が 0.1t 以上である廃プラスチック
- 8 重量が 0.1t 以上である紙くず
- 9 重量が 0.1t 以上である廃石膏ボード
- 10 重量が 0.1t 以上である石綿

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した工事 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに 実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職

<1-1. 3. 9>

産業廃棄物税

本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

員へ提出する。また、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存するものとする。

9 概成工期

工事期限より()日前

<1-1. 2. 1>

10 女性技術者活躍モ	発注者指定型
デルエ事の対象	(1)モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に
	基づいて実施するものとする。
	(2)快適トイレ(女性専用)の設置に要する費用は、共通仮設費に計上しているが、「快
	適トイレ実施要領」に基づき、設計変更の対象とする。
	(3)女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それ
	を証明できる書類の写し (実際の取引伝票等) を監督職員に提出するものとし、そ
	の費用については設計変更の対象とする。
	受注者希望型
	(1)本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事(受注者希望型)であるため、女性
	技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて
	指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。
	(2)モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に
	基づいて実施するものとする。
	(3)快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき設計変更の
	対象とする。
	(4)女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それ
	を証明できる書類の写し(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その典用については記録亦事の対象トまる。
	の費用については設計変更の対象とする。
 11 電気保安技術者	 配置する
一 电双体文法则语	
12 電気主任技術者	
13 施工条件	図示による
	工事中停止させない設備(
	<1-1.3.3>
14 機器及び材料の	本工事に使用する機器及び材料(以下「機材」という。)は、設計図書に定める品質及び性能
選定	を有するものとし、以下のいずれかに該当する新品とする。また、石綿を含有しないものと
	する。 <1-1.4.2>
	(1) JIS 及び JAS マーク等の認証機関のマーク表示のある機材
	(2) エコマーク認定製品((公財)日本環境協会) (3) 秋田県認定リサイクル製品
	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	(4) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿(最新年版)((一社) 公共建築協会)(以下「評価名簿」という。)に記載製品
	公共建業協会/(以下「計画石澤」という。/ IC記載袋品 (5) 上記以外のもので以下のア〜エの事項を満たすもの
	アー品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
	イ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
	ウ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
	エ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
	なお、(5)の材料を使用する場合は、ア〜エの証明となる資料を監督職員に提出して承諾を受
	はあ、この名材を使用する場合は、アーエの証明となる資料を無自職員に提出して承諾を受けるものとする。
	「プス゚゚゚゚。 また、参考型番が図示された機材は、当該商品または同等品を使用するものとし、同等品を
	使用する場合は監督職員の承諾を受けるものとする。
	NAME OF A PARTICULAR OF A PART
1	

15 化学物質を放散 建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次 の(1)から(4)まで満たすものとする。 する建築材料等 <1-1.4.1> (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティ クルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、 塗料、仕上げ塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少な い材料で設計図書等に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用 (2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を 使用する。 (3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含 有しない難揮発性の可塑剤を除く。)が添加されていない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアル デヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使 用したものとする。 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の ①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアル デヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 16 石綿作業主任者 配置する 特定石綿等(アスベスト)の存在が想定される建築物の改修にあっては労働安全衛生法、同 施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策 を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。 17 施工調査 ※改修標準仕様書による <1-1.5.1~.2> ・事前調査 ・施工計画調査 (調査項目 ・図示 ・) (調査項目 ・図示) (調査範囲・図示・・) (調査範囲 ・図示) (調査方法 ・図示 (調査方法 ・図示) 工事中、完成時ともカラー写真とする。 18 工事写真 規格 分類 撮影箇所 提出部数 着工前 サービス版 工事写真の撮り方建築編 部 サービス版 工事中 工事写真の撮り方建築編 部 完成時 サービス版 工事写真の撮り方建築編 部 キャビネ版 同上 部 営繕年報用 キャビネ版 外部1枚、内部1枚 この表のほか監督職員が必要と認め、指示した箇所及び部数。また、上記の写真はデジタル 写真も可とし、その仕様等は監督職員の指示による。 19 完成図書その他 ※完成検査後に次の完成図等を速やかに提出する。 <1-1, 11, 1~, 3> (1) 完成図書(提出様式は監督職員の指示による) (2) 完成図及び施工図 (原寸) 二つ折りに製本したもの (3) 完成図及び施工図A3版縮小図を二つ折りしたもの (4) 保全に関する資料 (5) 電子納品対象工事にあっては電子媒体 (6) その他監督職員が指示したもの ※附属品、予備品、保守工具等は引継目録を添えて提出する ※カギ等の表示札は樹脂製(市販品)とする

20	電子納品等	電子媒体(監督職員提出用) (部) 電子媒体に格納するもの 1 完成図 (CAD PDF) 2 監督職員が指示した図面等 3 完成写真(主要な機器等の外観写真 10 枚程度) 4 官公署届出書類 5 工事概要ファイル 6 各種工事関係資料
		受注者は、次により電子納品を行うものとする。 ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。 (1) 完成図等の取扱は、「官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン(営繕工事編)、営繕工事電子納品要領 【令和4年改定】及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン等の秋田県運用」(以下、「要領等」という。)による。 「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領等」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。 (2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。 (3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。
21	契約不適合点検	契約事項による契約不適合責任期間満了前に契約不適合点検を行うので受注者は立ち会う こと。
22		受注者は監督職員と協議を行い、県の定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるよう 努めなければならない。
23		受電から引渡しまでの電気料金 ※本工事 ・別途 工事着手日から引渡しまでの保安業務費 ※本工事 ・別途
24 象	快適トイレ導入対	(1) 設置に要する費用は、当初は計上していない。 (2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。
		工限額を超える賃用については、別述計上は行わない。

	26 地下埋設物の損傷 事故防止について				マニュアル(営繕工事) 事故防止対策を実施する
		・ 本工事と近接する地	下埋設物は以下のと	おりである。	
		地下埋設物の種類	管理者	条件等	貸与する資料
	27 架空線等上空施設 の損傷事故防止につい て	損傷事故防止マニュア 公衆災害等の事故防止	ル(営繕工事)(令: 対策を実施するも <i>の</i>	和7年2月)秋田県)とする。	物・架空線等上空施設の 建設部営繕課」により、
		・本工事範囲内にある			
		施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料
	28 情報共有システム の活用	※ 本工事は、「秋田県語	営繕工事情報共有シ	ステム試行要領」に	こ基づき実施する。
		発注者指定型			
		(1)本工事は、情報共有?	レステム活用の対象	として発注者が指定	する工事である。
		(2)情報共有システムの流	5用に要する費用は	共通仮設費に計上し	ている。
		※ 受注者希望型 (1) 本工事は、情報共有 ? (2) 情報共有システムの ? 督員と協議すること。 (3) 情報共有システムを ?	舌用を希望する場合(は、契約後速やかに	、活用の可否について監
2	1 仮設工事				
共	(1) 工事用水及び電	 工事用水 構内既存の	施設 ・利用でき	る(※有償・無償	
通	カ		利用でき	ない	
エ		工事用電力 構内既存の		る(※有償・無償	(1)
事			利用でき	ない	
					<1-2. 2. 4>
	(2) 足場等		足場板等・その)
		・外部足場 ・A種	·B種 ·C種	• D種	
		足場を設ける場合、改修標準場の組み立て等に関する基準場方式により行うこと。			
		・防護シート・設置す	る・設置しな	い	
					<1-2. 2. 2>

(3) 既設部分の養生	・行う 養生範囲(養生方法()
	・行わない	<1-1.7.2>
(4) 工事表示板の設 置	監督職員が指定する箇所に一箇所設置する。 表示時期は工事着工時から完成時までとする。 表示板の形式	
	建築工事の表示	
	工事名称	
	構造・規模	
	工 事 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和	年 月 日
	建築主	
	設計者	
	工事監理者(外注委託の場合に	
	工事監督者 秋田県建設部営繕課又は秋田県〇〇地域工事施工者	双振興局建設部
	注 1 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。 2 地色は、マンセル記号 1 G Y 7. 5/8とし黒文字(角ゴシ、3 建築主は、契約担当者名とすること。 4 表示板の大きさ ※1号(横 1 8 0 cm×縦 9 0 cm) ・2号(横 2 4 0 cm×縦 1 ・3号(横 3 6 0 cm×縦 1 8 0 cm) ・その他(建設リサイクル法遵守指導としての「届出(通知)済シール」を建設:けること。	2 O cm)
2 土工事 (1) 掘削及び埋戻し	1 本工事の掘削、埋戻しは次による。 掘 削 : ※機械掘り ・手掘り 埋戻し : ※山 砂 ・根切り土(良質土を使用)	<1-2. 3. 1>
(2) 建設発生土の処 理	本工事より発生する建設発生土は、次の場所に搬出するものと想定し工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は 一・構外指示の場所へ搬出 搬出先、距離 (一※構内指定箇所へ敷きならす 指定箇所 (一・構内指定箇所へたい積する 指定箇所 (ている。

	本工事で通線しない新設管路には呼線を挿入する。線種はEM-IE絶縁電線 1. とする。		
		<2−2.	2. 9>

	接地の種別	記号	接地 抵抗	接地	極仕様
	雷保護用接地	E _{LA}	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
	共同接地	E _{ADLH}	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
	共同接地	E _{ACD}	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
	A種接地	EA	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
	B種接地	E _B	Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
	C種接地	Ec	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
	D種接地	E _D	100Ω 以下	• 接地銅板	※接地棒
	漏電遮断器回路	E _{EL}	500Ω 以下	• 接地銅板	※接地棒
	構内交換機(陽極用)	E _t	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
	本配線盤の保安装置	E _{At}	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
	電話引込口の保安器	E _{Dt}	100Ω 以下	• 接地銅板	※接地棒
	アンテナ保安器	E _{Lt}	100Ω 以下	• 接地銅板	※接地棒
	拡声用増幅器	E _{Dα}	100Ω 以下	• 接地銅板	※接地棒
	防犯装置用	Es	Ω 以下	・接地銅板	※接地棒
	測定用	E ₀	_	• 接地銅板	※接地棒
	避雷器用(低圧用)	E _{LL}	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
	避雷器用(高圧用)	E _{LH}	10Ω 以下	※接地銅板	・接地棒
	避雷器用(モデム用)	E _{MD}	100Ω 以下	• 接地銅板	※接地棒
埋設ピ(用途	管配線路には、埋設表示用テーンとする)を敷設する。(高低、電圧種別等の表示をする。)	圧、通信	共)	り返し付)及び埋 財服制制	設標柱(舗装部タ 〈2-2.13.
	実装しないものについては用				
	ホール内の用途別のケーブル			による。	
317			5		
	低圧 白	黒			
	動力	白田			
	八 flX /こい/こい	赤			< 2-2. 2. 1
-ブルマークハンド	ホール内の用途別のケーブル 用 途 地 色 高圧 赤 低圧 白	マークのf 文字f 黒 黒	色別は次		<2- <2- <2-

様書に記載されている内容を明記する。 プルボックスには用途を示す略標を付ける。(8) 標準色盤等の塗装色は特記なき場合製造者標準色とする。(9) 電線・ケーブル「EM-OO」の記載がなくとも、EM電線、EMケー(10) 合成樹脂可とう合成樹脂可とう管は、PF管(一重管)とし温度による	護盤表面の	る。 の受注者銘板	えには、標:
プルボックスには用途を示す略標を付ける。 盤等の塗装色は特記なき場合製造者標準色とする。 (9) 電線・ケーブル 「EM一〇〇」の記載がなくとも、EM電線、EMケー (10) 合成樹脂可とう管は、PF管(一重管)とし温度による。成樹脂可とう管に使用する位置ボックスは、原則とし 金属管の塗装箇所は図面特記による。 (12) 耐震施工 「修」による。 「の一般の施設」の地域係数2 「※1.0・その他() (13) 他工事との調整 特記なき場合は下記による。(●印適用) 「経理込型機器類 補強 スリーブ 壁埋込型機器類 補強 スリーブ 壁埋込型機器類 福強 原枠 天井埋込型機具類下地 切込 補強 墨出 別途機器への接続 防火戸閉鎖装置 電動シャッター 自動扉 「二次側配線、操作スイッチ 二次側配管 軽量鉄骨壁の機器取付用の補強 吊りボルト用インサート 機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備がット(蓋を含む)自立制御盤の基礎 境上、大井点検口 清火水槽用マンホール			
(9) 電線・ケーブル 「EM一〇〇」の記載がなくとも、EM電線、EMケー (10) 合成樹脂可とう管は、PF管(一重管)とし温度による合成樹脂可とう管に使用する位置ボックスは、原則とし 金属管の塗装箇所は図面特記による。 (12) 耐震施工 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針201 修)」による。 イ)耐震安全性の分類 ※特定の施設 ・一般の施設 ・ア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			(2-1. 7 (2-1. 12
(10) 合成樹脂可とう管は、PF管(一重管)とし温度による合成樹脂可とう管に使用する位置ボックスは、原則とし (11) 配管等の塗装 金属管の塗装箇所は図面特記による。 (12) 耐震施工 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針201 修)」による。 イ) 耐震安全性の分類 ※特定の施設 ・一般の施設 ロ) 地域係数 Z ※ 1.0 ・その他() (13) 他工事との調整 特記なき場合は下記による。(●印適用) 区分 種別 梁、床、壁貫通部 日効と、「大井埋込型機具類下地 日効と、「大井埋込型機具類下地 日効と、「大井埋込型機具類下地 日効と、「大井埋込型機具類下地 日動扉 日動扉 日動扉 日動扉 日動扉 日動扉 日本野の機器の基礎 日立型アンテナの基礎 床点検ロ、天井点検ロ 消火水槽用マンホール	盤等の塗装色は特記なき場合製造者標準色とする。		
管 合成樹脂可とう管に使用する位置ボックスは、原則とし 金属管の塗装箇所は図面特記による。 (12) 耐震施工 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針201 修)」による。	「EM-OO」の記載がなくとも、EM電線、EMケーブルを使用する。		
管 合成樹脂可とう管に使用する位置ボックスは、原則とし 金属管の塗装箇所は図面特記による。 (12) 耐震施工 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針201 修)」による。	八华九	√ 0 5 1	. + 7 +
(12) 耐震施工 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2 0 1 修)」による。	う 合成樹脂可とう管は、PF管(一重管)とし温度による分類はタイプー25とする。 合成樹脂可とう管に使用する位置ボックスは、原則として樹脂製とする 		
修)」による。 イ)耐震安全性の分類 ※特定の施設 ・一般の施設 ロ)地域係数 Z ※ 1.0 ・その他() 「種別 ・一般の施設 を関連を関係を表して記による。(●印適用) 「を対して、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	金属管の塗装箇所は図面特記による。		
種別 補強 スリーブ を埋込型機器類 補強 仮枠	4年版(独	虫立行政法人	、建築研究 (2-2.1.
種別 梁、床、壁貫通部			
梁、床、壁貫通部補強 スリーブ壁埋込型機器類補強 仮枠天井埋込型機具類下地切込 補強 墨出別途機器への接続 防火戸閉鎖装置 電動シャッター 自動扉閉鎖装置 二次側配線、操作スイッチ 二次側配管軽量鉄骨壁の機器取付用の補強 吊りボルト用インサート 機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備ピット(蓋を含む) 自立制御盤の基礎 自立制御盤の基礎 自立型アンテナの基礎 	電気	機械	建築
壁埋込型機器類補強 仮枠天井埋込型機具類下地切込 補強 墨出別途機器への接続 防火戸閉鎖装置 電動シャッター 自動扉閉鎖装置 二次側配管軽量鉄骨壁の機器取付用の補強 吊りボルト用インサート 機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備ピット(蓋を含む) 自立制御盤の基礎 自立型アンテナの基礎 床点検口、天井点検口 消火水槽用マンホール	•	•	•
天井埋込型機具類下地 切込 補強 墨出 別途機器への接続 防火戸閉鎖装置 電動シャッター 自動扉 閉鎖装置 二次側配管 軽量鉄骨壁の機器取付用の補強 吊りボルト用インサート 機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備ピット(蓋を含む) 自立制御盤の基礎 自立型アンテナの基礎 床点検口、天井点検口 消火水槽用マンホール	•		•
別途機器への接続 防火戸閉鎖装置 電動シャッター 自動扉			•
防火戸閉鎖装置 電動シャッター 自動扉	•	•	
電動シャッター 自動扉	•	•	-
自動扉			
軽量鉄骨壁の機器取付用の補強 吊りボルト用インサート 機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備ピット (蓋を含む) 自立制御盤の基礎 自立型アンテナの基礎 床点検口、天井点検口 消火水槽用マンホール			•
吊りボルト用インサート 機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備ピット(蓋を含む) 自立制御盤の基礎 自立型アンテナの基礎 床点検口、天井点検口 消火水槽用マンホール	•		
機械室、電気室の設備機器の基礎 機械室、電気室の設備ピット (蓋を含む) 自立制御盤の基礎 自立型アンテナの基礎 床点検口、天井点検口 消火水槽用マンホール			-
機械室、電気室の設備ピット (蓋を含む) 自立制御盤の基礎 自立型アンテナの基礎 床点検口、天井点検口 消火水槽用マンホール			
自立型アンテナの基礎 床点検口、天井点検口 消火水槽用マンホール			•
床点検口、天井点検口 消火水槽用マンホール			•
消火水槽用マンホール			•
			•
 注)複数箇所に●印のあるものは、各工事に適用する。			•
冷暖房機器附属の制御盤に対する起動停止命令、インタ 電動機容量については機械設備工事施工者と事前に打ち			₹などの配
(14) 保温、結露防止 外部に面する壁、天井建築工事でPF板(ポリスチレン) ける位置ボックス等は保温、結露防止処理を行う。			箇所に取
(15) インサート等 鋼製とする。床板で保温材打ち込み部分は、断熱材用イ	ンサート	(亜鉛メッキ	-製品)を
する。			<1-2. 12
(16) 既設インサート ※使用しない・使用する 及びアンカーボル			<1-2. 12

	(17) あと施エアン:	カ 1 あと施エアンカー ※接着系アンカー(接着剤は有機系とする)	
	_	※金属拡張系アンカー(※本体打込み式)	
		2 試験等 性能確認試験 ※行わない ・行う	
		施工後確認試験 ※行う・行わない	
		<1-2. 12. 3>	
		\(\(\text{1.12.0}\)	
		施工後確認試験は、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」8章12節7項による。	
	(18) 再使用機器	取外し再使用機器は絶縁抵抗測定のうえ、清掃後取り付ける。	
		⟨2−2.16.4∼.5⟩	
	(19) ケーブル保護	ケーブル配線工事において壁体内及び立ち上がり、立ち下がり部は電線管保護のこと。	
	(10)) DIFFIRE	7 7 7 HOURS 1-1-00 CENT 1,00 E 3 E 7 C Y FING BURGET E C	
(20) スリーブ材 1 水密を要する梁、床、壁のスリーブ			
(20) スリーフ科 水密を奏りる楽、床、壁のスリーフ ※つば付き鋼管製 ・亜鉛鉄板製			
		2 上記を除く箇所のスリーブ	
		※紙スリーブ・鉄板スリーブ	
	(04)	<1-2. 10. 1>	
	(21) はつり	既存コンクリート床・壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターに	
		よる。	
		X線検査 ※行わない・行う	
	(22) 撤去後の補修	機器撤去後の天井、壁、床等の補修は既存仕上げと同等とする。	
3	1 盤類の表示他	各盤には標準仕様書記載の他に下記の表示を行う。	
		(1) 結線図等の縮小図を添付する。(扉裏面にカードケース貼付)	
各		(2) 接地用端子を取り付ける。(図面特記による)	
設		(2–1. 7. 8)	
備		(2-1.12.8)	
I/HJ	2 予備配管	分電盤内予備回路が4ケ以下の場合電線管25mm2本、5ケ以上の場合は3本を天井裏ま	
		の電流内を開回的が4.7以下の場合電線官と5mmと本、5.7以上の場合は5本を入井表は で配管する。	
	0	######################################	
	3 LED照明器具	制御装置記号が特記されないものは「一般形(LN)」とする。	
	4 屋外灯	1 点灯方式 ※自動点滅器 + タイマー ・自動点滅器	
		2 ポール内開閉器(配線用遮断器又はカットアウトSW)	
		※設ける・設けない	
		3 地中配管等からの防湿処理	
		※施す・施さない	
		(2-1. 4. 2)	
	5 照度測定試験	一般照明の照度測定・行わない※行う	
	○ ※/文/六/足印代例次	測定方法は JIS C 7612「照度測定方法」による。	
		これにより難い場合は監督職員と協議による。	
	0 40 A =EE++	(2-2. 19. 2)	
	6 総合調整	各機器の個別運転後に下記の総合調整を行う。	
		・照明装置・受変電設備・発電設備	
		・構内交換設備・構内情通信報網設備	
		<2-2. 19. 2>	
IV	配線図記号		
44	HU(M) 본과 DU '7		

13

配線用図記号は、標準図及び JIS C 0303 による他図面特記による。

144	付け高さは下表を標準とする。ただ		
	名称	測点	取付け高さ (mm)
も	取引用計器	地上~窓中心 	1, 800~2, 000
	分電盤	床上~中心	1, 500
	スイッチ (車椅子用)	"	1, 100~1, 200
	(一般)	"	1, 200
	(和室)	"	1, 200
	コンセント(一般)	床上~中心	400
	(和室)	"	200
	(台上)	台上~中心	150
E	(厨房)	床上~中心	800~1, 000
T	(車庫)		1, 200
	(機械室)	" "	500~1,000
	(旗城至)	" "	350~400
	ブラケット(一般)	// 床上~中心	2, 100~2, 700
	(踊場) ブラケット(鏡上)	#####################################	2, 500
		1	
	表示灯(車椅子用)	床上~中心	1, 500
. I	壁掛形制御盤	床上~中心	1, 500
助 力	開閉器箱	"	1, 500
۱ ۱	制御用スイッチ	"	1, 200
	端子盤(廊下、室内)	床上~下端	300
	壁付アウトレット(一般)	床上~中心	300
1	(和室)	"	200
	壁掛形親時計	床上~中心	1, 500
•	壁付子時計	"	天井高×0.9
寺一広	壁掛形スピーカ	"	天井高×0.9
	壁付アッテネータ	"	1, 200
\dashv	表示盤	床上~中心	1, 500
	ベル、ブザー、チャイム	"	2, 700
	壁付押しボタン(一般)	"	1, 200
ち	(車椅子玄関)	"	1, 100
秀皇	(多目的トイレ)	"	900
	呼出し表示灯(車椅子用)	"	2.300
2	壁付インターホン(一般)	床上~中心	1, 200
F	(車椅子用)	"	1, 100
	壁付アウトレット(一般)	"	300
	(和室)	"	200
+	機器収容箱	天井~上端	200
-	テレビ端子(一般)	床上~中心	300
,	(和室)	// // // // // // // // // // // // //	200
ビ	\TH±/	, ,	200
	受信機、副受信機	床上~操作部	800~1, 500
万	機器収容箱	"	800~1, 500
と継	ガス検知器(LPG)	床上~上端	300
方災幾器	都市ガス用検知器(軽質)	天井~上端	150
-	都市ガス用検知器(重質)	床上~上端	300

VI 照明器具表 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)によるほか図面特記による 図			
 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)によるほか図面特記による ▼	VI	昭田哭且表	
 ▼四 官公署届け出書類 1 電力関係 ・工事計画届け ・使用前検査申請 ・電気使用、変更申し込み 2 消防関係 ・消防設備等着工届け ・・・・・ 自動火災報知設備 ・消防用設備等設置届け ・・・・・ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常警報設備、誘導灯設備、非常カンセント設備等 			
1 電力関係 ・工事計画届け ・使用前検査申請 ・電気使用、変更申し込み 2 消防関係 ・消防設備等着工届け ・・・・・ 自動火災報知設備 ・消防用設備等設置届け ・・・・ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常警報設備、誘導灯設備、非常カンセント設備等			
・使用前検査申請 ・電気使用、変更申し込み 2 消防関係 ・消防設備等着工届け・・・・・ 自動火災報知設備 ・消防用設備等設置届け・・・・ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常警報設備、誘導灯設備、 非常放送設備、非常コンセント設備等			
・電気使用、変更申し込み 2 消防関係 ・消防設備等着工届け ・・・・ 自動火災報知設備 ・消防用設備等設置届け ・・・・ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常警報設備、誘導灯設備、 非常放送設備、非常コンセント設備等			
2 消防関係 ・消防設備等着工届け ・・・・・ 自動火災報知設備 ・消防用設備等設置届け ・・・・ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常警報設備、誘導灯設備、 非常放送設備、非常コンセント設備等			
・消防設備等着工届け ・・・・・ 自動火災報知設備 ・消防用設備等設置届け ・・・・ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常警報設備、誘導灯設備、 非常放送設備、非常コンセント設備等	,		
・消防用設備等設置届け ・・・・ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常警報設備、誘導灯設備、 非常放送設備、非常コンセント設備等			白動火災報知設備
			自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常警報設備、誘導灯設備、
		・設置届け・・・・・・・・・・	

秋 田 県 建 設 部 営 繕 課